

# 13. 特別車両置場細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「特別車両置場細則」を次の通り定める。

(目的)

第1条 南館中央付近の「消防空地」は、非常時の際に消防はしご車が立ち入る場所であるが、次の要領で、特別車両置場として使用することができる。

(使用できる車両等)

第2条 特別車両置場を使用できる車両等は次の通りとする。

区分	使用できる車両	使用できる時間
A	各住戸が依頼した工事業者車両	管理員の勤務時間内
B	管理組合が依頼した工事業者車両	原則として管理員の勤務時間内
	公共機関の車両	
	管理組合に訪問した者の車両	
C	住人の葬儀関係車両	特に時間をさだめない

(管理方法)

第3条 特別車両置場の管理は次のよう行う。

区分	鍵の管理及び管理責任
A	鍵は管理員に預けること
B	原則として鍵は管理員に預けること
C	該当する住戸を管理責任者とする

(非常時の対応)

第4条 使用場所が「消防空地」であることを認識し、鍵を預かったもの、及び管理責任者は、非常時に消防はしご車等が到着する前に、車両を移動すること。

(許可証の表示)

第5条 特別車両置場に置くことを許可された車両は、「特別許可証」をフロントに提示しておくこと。

(注意事項)

第6条 特別車両置場を利用する車両のエンジンの起動は短時間とし、付近の住戸に迷惑をかけること。

2、車両は、マンションに対し前向きで駐車すること。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第8条 この細則は、平成16年3月28日より発効する。

平成20年3月30日

一部変更